

福岡市老人福祉施設監査基準

軽費老人ホーム

軽費老人ホーム A 型

(令和 7 年 7 月)

福岡市福祉局

目 次

1	基本方針	1
	軽費老人ホーム	1
	軽費老人ホーム A 型	1
2	対象者	2
3	入退所	2
4	利用料	4
	軽費老人ホーム	4
	軽費老人ホーム A 型	6
5	記録の整備	8
6	サービスの内容	10
	サービスの提供の方針	10
	食事	14
	生活相談	15
	レクリエーション	16
	入浴	16
	介護保険サービス	16
	健康の保持	17
	地域との連携	20
7	衛生管理	20
8	苦情への対応	24
9	事故発生の防止及び発生時の対応	25
	虐待の防止	27

10	施設設備	30
	共通	30
	軽費老人ホーム	33
	軽費老人ホーム A 型	36
11	運営規程	39
12	非常災害対策	40
13	定員の遵守	42
14	広告	42
15	職員配置	43
	配置基準	43
	軽費老人ホーム	43
	軽費老人ホーム A 型	48
	職員の専従	51
	施設長	51
	生活相談員	52
	共通	52
	軽費老人ホーム	52
	軽費老人ホーム A 型	54
	勤務体制の確保	55
	業務継続計画	58
	秘密保持	59
	暴力団員等の排除	60
16	電磁的記録等	61

<根拠法令等>

○条例第 65 号……………福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年 12 月 27 日福岡市条例第 65 号）

○規則第 9 号……………福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成 25 年 1 月 31 日福岡市規則第 9 号）

○H20 老発第 2 号 ………軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530002 号）

※本通知の中で、厚生労働省令の条文番号が記載されている場合は、【 】内の条例、条例施行規則の条文番号と読み替えるものとする。

○H20 老発第 3 号 ………軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号）

○H17 法 124 号 ………高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号）

○感染症法 ………感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
1 基本方針	－軽費老人ホーム－ ◎条例第 65 号第 3 条(基本方針) 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。 2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。 3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、本市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	○入所者が身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な者でない ○入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指していない ○入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備とともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じていない	B B B
	－軽費老人ホームA型－ ◎条例第 65 号附則第 4 項(軽費老人ホームA型に係る基本方針) 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。 2 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。 3 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、本市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	○入所者が高齢等のため独立して生活するには不安がある者でない ○入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指していない ○入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備とともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じていない	B B B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
2 対象者	－共通－ ◎条例第 65 号第 9 条(対象者) 軽費老人ホームの入所者は、次に定める要件を満たす者とする。 (1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者 (2) 60 歳以上の者。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。 ◎H20 老発第 2 号第 4 の 2 (対象者) (1) 入所者は、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められるものであって、家族による援助を受けることが困難な者であること。 (2) 基準第 13 条第 2 号【条例第 9 条】に規定される「3親等内の親族」とは、3親等内の血族及び3親等内の姻族を指すものであること。	○入所者が、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められるものであって、家族による援助を受けることが困難な者でない ○入所者が原則 60 歳以上でない	B B
3 入退所	－共通－ ◎条例第 65 号第 8 条(入所申込者等に対する説明等) 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。 2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。 ◎H20 老発第 2 号第 4 の 1 (内容及び手続きの説明及び同意) (1) 基準第 12 条【条例第8条】第1項は、軽費老人ホームは、入所者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該軽費老人ホームの運営規程の概要、職員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、分かりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設からサービスの提供を受けることにつき同意	○あらかじめ、入所申込者等により下記事項を記載した書面を交付していない ・施設の目的及び運営の方針 ・職員の職種、数及び職務内容 ・入所定員 ・入所者に提供するサービスの内容、利用料その他の費用の額 ・施設の利用にあたっての留意事項 ・非常災害対策 ・職員の勤務の体制	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(3 入退所)	を得なければならないこととしたものである。なお、同意については、入所者及び軽費老人ホーム双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。	・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況 ○上記について十分に説明の上書面により同意を得ていない	B
	(2) 同条第 2 項は、契約書に定める軽費老人ホーム設置者の契約解除の条件は、信頼関係を著しく害する場合に限るなど入所者の権利を不当に狭めるものとなっていないこと。また、入所者、軽費老人ホーム設置者双方の契約解除条項を契約上定めておくことを規定したものである。		
	◎条例第 65 号第 10 条(入退所) 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。	○サービス提供に関する契約を文書により締結していない	A
	2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。	○入所者、軽費老人ホーム設置者双方の契約解除条件を定めていない	A
	3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	○契約解除条件が入所者の権利を不当に狭めるものになっている	A
	◎H20 老発第 2 号第 5 の 1 (入退所) (1) 基準第 14 条【条例第 10 条】第 1 項は、軽費老人ホームに入所しようとする者に対し、日常生活の自立を図るとともに安心して生き生きと明るく生活を送るためにどのような支援が必要であるかについて判断するため、その者の心身の状況や家族等の状況、生活歴等、必要な事項について把握し、当該施設において提供することができるサービスにより生活を継続することが可能な状態かどうかを明らかにすることが重要であるとしたものである。	○入所に際し、心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めていない	B
	(2) 「入所中に提供することができるサービスの内容等」は、当該施設において提供されるサービスの他、当該施設に入所しながら受けることができる訪問介護等の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス等の各種サービスを含むものである。同条第 2 項は、入所者が入所しながら受けることができる各種サービスを総合的に判断したうえで、日常生活を営むことが困難であると認められる状態となった場合には、本人又は家族との話し合いの場を設けること等により、施設において提供できるサービスとその者の状態に関する説明を行うとともに、その者の状態に適合するサービスにつなげるための情報提	○軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となった入所者に対し、適切なサービスの情報提供やそれを受けるための必要な援助に努めていない	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(3 入退所)	供等の必要な援助に努めることを規定したものである。なお、この話し合いにあたっては、その者及びその家族の希望を十分に勘案しなければならない、安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意すること。 (3) 同条第3項は、退所することとなった入所者の退所を円滑に行うとともに、退所先においてその者の心身の状況等に応じた適切なサービスを受けることができるよう、主として生活相談員が中心となって、主治の医師をはじめとする保健医療サービスや福祉サービスを提供する者等と十分に連携を図り、継続的な支援を行う体制づくりを行うよう努めるべきことを規定したものである。	○上記において入所者及びその家族の希望を勘案していない ○入所者の退所に際し、居宅介護支援事業所又は介護保険施設に対する情報提供や、保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めていない	B B
4 利用料	－軽費老人ホーム－ ◎規則第9号第12条(利用料の受領) 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。 (1) サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。) (2) 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。) (3) 居住に要する費用(前号の光熱水費及び次号の費用を除く。) (4) 居室に係る光熱水費 (5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用 (6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの 2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。 3 第1項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。	○サービスの提供に要する費用について、入所者からの徴収額が適切に認定されていない ○上記の認定にあたり、入所者からの申請書及び挙証資料について、秘密の保持とその管理について留意していない ○暖房費徴収額が基準を超えている ○食事を欠食した場合の生活費の取り扱いが適切でない	A B A A

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(4 利用料)	◎H20 老発第 2 号第 5 の 3(利用料等の受領) (1) 入所者 1 人 1 ヶ月あたりの基本利用料は、基準第 16 条【規則第 12 条】第 1 項第 1 号に定める「サービスの提供に要する費用」、同項第 2 号に定める「生活費」及び同項第 3 号に定める「居住に要する費用」の合算額以下とする。 (2) 同条第 1 項第 1 号に定める「サービスの提供に要する費用」 ア 「サービスの提供に要する費用」は、旧通知の「事務費」をいうものであること。 イ 当該費用については、入所者が負担すべき額として都道府県知事が定める額を上限とすること。(以下略) (3) 同条第 1 項第 2 号に定める「生活費」 ア 生活費とは、「食材料費及び共用部分に係る光熱水費」のほか、共用部分に係る維持管理に要する費用など、当該施設において通常予測される生活需要のうち、入所者個人の専用でないものに係る経費をいうものである。 イ 同条第 3 項の規定により算定される額を上限とすること。 (4) 同条第 1 項第 3 号に定める「居住に要する費用」 ア 「居住に要する費用」は、旧通知の「管理費」をいうものであること。 イ 「居住に要する費用」の設定にあたっては、施設の建築年次における施設整備費補助をはじめ、その他公的補助の状況及び入所者数、その他の事情を勘案し、適切に行うよう努めること。 (5) 同条第 1 項第 5 号に定める「入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用」とは、軽費老人ホームとして行うサービス以外の一時的疾病時における深夜介護に要する費用(特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームを除く)及びクラブ活動費等入所者個人に負担を求めることが適当と認められる趣味・娯楽等に要する費用をいうものであり、次のような費用は含まないものであること。 ア 「共益費」などのあいまいな名目の費用 イ 同条第 1 項第 1 号から第 4 号に該当する費用 ウ 新規入所の際に、敷金、礼金、保証金等の名目で徴収する費用 ※退去時における居室の原状回復費用及び利用料が滞納された場合の保証金として、同条第 1 項第 1 号から第 3 号に係る費用を合算した徴収額の 3 ヶ月分(概ね 30 万円を超えない部分に限る)の範囲で徴収する費用を除く (6) (5)のウに定める保証金は、退去時に居室の原状回復費用を除き全額返還すること。(以下略) (7) 同条第 2 項は、軽費老人ホームは、同条第 1 項の支払を受けるにあたっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、入所者の同意を得なければならないこととしたものである。	○居住に要する費用について、原則として分割支払い方式をとるよう努めていない ○入所者が 20 年未満に退所した場合、支払い方法に応じた居住に要する費用を入所者に返還していない ○居室にかかる光熱費や特別なサービスの提供に係る費用の徴収が適切でない ○入所者の不当な負担となる条件を課している ○あらかじめ入所者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得ていない	C A A A A

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(4 利用料)	◎H20 老発第 3 号第 1 の 4（居住に要する費用） (1) 居住に要する費用の設定及び支払方式 ア 居住に要する費用については、次に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入所者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めるものとする。 (ア)一括支払い方式 一括支払い方式とは、(中略)居住費基礎額を一括納入する方式である。(略) (イ)分割支払い方式 分割支払い方式とは、居住費基礎額に一定の期間の月数(20 年を標準とする)の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。 (ウ)併用支払い方式 併用支払い方式とは、居住費基礎額のうち、一定額を一括納入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数(20 年を標準とする)の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。 イ (略) ウ 当初からの入所者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築等に要する費用が必要となること等に鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入所する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと。 エ 入所者が一定の期間(20 年を標準とする)未満の期間以内に退所した場合においては、一括支払い方式で支払われた居住に要する費用又は、併用支払い方式による一括納入金を一定の期間(20 年を標準とする)から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所時に利用者に返還すること。(略) ー軽費老人ホームA型ー ◎規則第 9 号附則第 16 項(軽費老人ホームA型の利用料の受領) 軽費老人ホームA型は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。 (1) サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。) (2) 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。) (3) 居室に係る光熱水費	○サービスの提供に要する費用について、入所者からの徴収額が適切に認定されていない	A

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(4 利用料)	(4) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用 (5) 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの ◎規則第9号附則第17項(軽費老人ホームA型の利用料の受領) 軽費老人ホームA型は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。 ◎規則第9号附則第18項(軽費老人ホームA型の利用料の受領) 附則第16項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。 ◎H20 老発第2号第7の4(利用料等の受領) (1) 入所者1人1ヶ月あたりの基本利用料は、附則第7条第1項【規則附則第16項】第1号に定める「サービスの提供に要する費用」、同項第2号に定める「生活費」の合算額以下とする。 (2) 第5の3の(2)及び(3)は、軽費老人ホームA型について準用する。(以下略) (3) 附則第7条【規則附則第16項】第1項第4号に定める「入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用」とは、軽費老人ホームA型として行うサービス以外の一時的疾病時における深夜介護に要する費用(特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームを除く。)及びクラブ活動費等入所者個人に負担を求めることが適当と認められる趣味・娯楽等に要する費用をいうものであり、次のような費用は含まないものであること。 ア 「共益費」などのあいまいな名目の費用 イ 同条第1項第1号から第3号に該当する費用 ウ 新規入所の際に、敷金、礼金、保証金等の名目で徴収する費用	○上記の認定にあたり、入所者からの申請書及び挙証資料について、秘密の保持とその管理について留意していない ○暖房費徴収額が基準を超えている ○食事を欠食した場合の生活費の取り扱いが適切でない ○入所者の不当な負担となる条件を課している ○あらかじめ入所者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていない	B A A A A

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
5 記録の整備	ー共通ー ◎規則第9号第7条(記録の整備) 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 入所者に提供するサービスに関する計画 (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 条例第11条第5項第3号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 (4) 条例第14条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (5) 条例第15条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ◎H20 老発第2号第1の8(記録の整備) 基準第9条【規則第7条】は、軽費老人ホームの日々の運営及び財産並びに入所者に提供するサービスの状況等に関する一切の事実を正確に記録し、常に当該軽費老人ホームの実情を的確に把握するため、少なくとも次に掲げる記録を備えなければならないこととしたものであること。 (1) 運営に関する記録 ア 事業日誌 イ 沿革に関する記録 ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録 エ 条例、定款及び施設運営に必要な諸規程 オ 重要な会議に関する記録 カ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表 キ 関係官署に対する報告書等の文書綴	○運営に関する次の記録が整備されていない ・事業日誌 ・沿革に関する記録 ・職員の勤務状況、給与等に関する記録 ・条例、定款及び施設運営に必要な諸規程 ・重要な会議に関する記録 ・月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表 ・関係官署に対する報告書等の文書綴 ※会計経理に関する記録については経理にて評価	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(5 記録の整備)	(2) 入所者に関する記録 ア 入所者名簿 イ 入所者台帳(入所者の生活歴、サービスの提供に関する事項その他必要な事項を記録したもの) ウ 入所者に提供するサービスに関する計画 エ サービスの提供に関する記録 オ 献立その他食事に関する記録 カ 入所者の健康管理に関する記録 キ 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ク サービスの提供に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録 ケ 入所者へのサービスの提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (3) 会計経理に関する記録 ア 収支予算及び収支決算に関する書類 イ 金銭の出納に関する記録 ウ 債権債務に関する記録 エ 物品受払に関する記録 オ 収入支出に関する記録 カ 資産に関する記録 キ 証拠書類綴	○入所者に関する次の記録が整備されていない、あるいは当該記録を5年間保存していない ・入所者名簿 ・入所者台帳 ・入所者に提供するサービスに関する計画 ・サービスの提供に関する記録(*) ・献立その他食事に関する記録(*) ・入所者の健康管理に関する記録(*) ・身体的拘束等に関する記録(*) ・苦情内容等の記録(*) ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録(*) (*)は別項で評価	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
6 サービスの内容 (サービスの提供の方針)	ー共通ー ◎条例第 65 号第 11 条(サービス提供の方針) 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。 2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。 4 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会(施設長及び入所者のサービスの提供を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。以下同じ。)が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 (1) 入所者又は他の入所者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 (2) 身体的拘束等を行う以外に当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。 5 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。 (2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について入所者又はその家族に対して説明した上で、文書により入所者の同意を得ること。 (3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに第3項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 6 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第4項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。	○緊急やむを得ない理由がなく、身体的拘束等を行っている ○身体拘束廃止委員会を定期的に開催していない ○施設長以下関係各種により構成されていない、また委員が委員会に毎回出席していない ※身体拘束等の実施事例がある場合 ○身体拘束廃止委員会等で身体拘束を実施することを判断した記録がない ○上記の判断について、介護職員等への周知徹底を図っていない ○身体拘束を行う場合、入所者又はその家族に説明し文書により同意を得ていない ○身体的拘束等を行う場合、態様、時間、入所者の心身の状	A A A A A A A

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(サービスの提供の方針)	7 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体拘束廃止委員会を3月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ◎H20 老発第2号第5の4(サービスの提供の方針) (1) 基準第17条【条例第11条】は、軽費老人ホームが、入所者の自立した日常生活に資する支援を行い、明るく生きがいのある生活を提供するための施設であることを十分に踏まえ、サービスの提供にあたらなければならないことを規定したものである。 (3) 同条第5項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体的拘束等適正化検討委員会」という。)とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、介護職員、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 なお、身体的拘束等適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束等適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。 また、身体的拘束等適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。 なお、身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 軽費老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。	況、緊急やむを得ない理由を記録していない、あるいは当該記録を5年間保存していない ○身体拘束を開始するにあたり、解除予定までの期間を個別に定めていない また、必要に応じて随時、身体拘束廃止委員会等で拘束継続の可否を判断し、解除予定日を経過しても拘束を継続する必要があると判断した場合に、入所者又はその家族にあらためて説明し、同意を得ていない ○身体拘束廃止委員会等で拘束継続の可否を判断した結果、拘束を継続する必要がないと判断された場合は、入所者又はその家族に説明して同意を得たうえで、拘束を直ちに廃止していない	A A

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(サービスの提供の方針)	具体的には、次のようなことを想定している。 ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ③ 身体的拘束等適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。 ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 (4) 同条第5項第2号の「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ② 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ⑤ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 (5) 同条第5項第3号の介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該軽費老人ホームにおける指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該軽費老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。	※身体拘束等の実施事例の有無に関わらず ○身体拘束廃止委員会などで、次の内容を盛り込んだ身体拘束等の適正化のための指針が作成されていない ・施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ・身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ・身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針 ・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ○身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上・新規採用時)に実施していない ○身体拘束に関する研修等へ参加していない	A A C

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(サービスの提供の方針)	◎規則第9号第18条(勤務体制の確保等) 4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、高齢者虐待(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。)の防止等のため、職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 ◎H17 法第124号第20条(要介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置) 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。 ◎H17 法第124号第21条(要介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等) 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。	○施設従事者へ高齢者虐待防止の研修を実施していない、苦情処理体制整備等の措置を講じていない	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(サービスの提供の方針)	◎規則第9号第11条(サービス提供の記録) 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 2 軽費老人ホームは、入所者から前項の規定による記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。	○提供したサービスの内容等を記録していない、あるいは当該記録を5年間保存していない	B
(食事)	◎H20 老発第2号第5の2(サービスの提供の記録) 基準第15条【規則第11条】は、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。 なお、基準第9条第2項の規定に基づき、当該記録は、<u>5年間※</u>保存しなければならない。 ※規則第9号第7条第2項により、記録の保存年限は5年とする。	○入所者から、上記の記録について情報提供の申出があった際に、写しの交付その他適切な方法により情報提供していない	B
	ー共通ー ◎規則第9号第13条(食事) 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。	○入所者の嗜好及び時間等を考慮して食事を提供していない	B
	◎H20 老発第2号第5の5(食事) 食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。 (1) 食事の提供について 入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量、内容及び時間に提供すること。 また、一時的な疾病等により、食堂において食事を行うことが困難な入所者に対しては、居室において食事を提供するなど、必要な配慮を行わなければならないこと。	○献立表及び実施献立表を作成していない	B
	(2) 調理について 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。 また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、協力医療機関等の医師の指導を受けること。 (3) 食事の提供に関する業務の委託について 食事の提供に関する業務は軽費老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得よう	○業務委託を行っている場合、当該施設の最終的責任の下で食事サービスの質が確保されるような契約内容になっていない	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(食事)	な体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。 (4) 居室関係部門と食事関係部門との連携について 食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などの心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分取られていることが必要であること。 (5) 栄養食事相談について 入所者に対しては、適切な栄養食事相談を行う必要があること。	○入所者の心身の状態等を食事に的確に反映させるために居室関係部門と食事関係部門との連携が十分図られていない ○適切な栄養食事相談を行っていない	B B
(生活相談等)	ー共通ー ◎規則第9号第14条(生活相談等) 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 2 軽費老人ホームは、要介護認定(介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定をいう。)の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。 3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 ◎H20 老発第2号第5の6(生活相談等) (1) 基準第19条【規則第14条】第1項の規定は、常時必要な指導を行いうる体制をとることにより積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものであること。 なお、相談にあたっては、運営規程に従うべきことはもちろんであるが、さらに入所者の年齢、性別、性格、生活歴及び心身の状況等を考慮して個別的なサービスの提供に関する方針を定めることが適当であること。 (2) 同条第2項は、軽費老人ホームは、要介護認定に係る申請や証明書の交付等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。特に金銭にかかるものについては、書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後は、その都度本人に確認を得るものとする。併せてこれらについては、その経過を記録しておくこと。	○入所者等の相談に応じ、必要な助言や援助を行っていない ○入所者等が行うことが困難であるにもかかわらず、必要な手続を代行していない。あるいは代行する場合、入所者の同意を得ていない ○金銭にかかるものを代行する場合、事前に書面で同意を得ていない。また、代行後本人に確認を得ていない ○金銭にかかるものを代行した場合の記録がない	B B B B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(生活相談等)	(3) 同条第 2 項は、軽費老人ホームは、入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとする。	○入所者の家族に対して、会報の送付や行事への参加の呼びかけ等がなされていない	C
(レクリエーション)	ー共通ー ◎規則第 9 号第 14 条(生活相談等) 4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。 ◎H20 老発第 2 号第 5 の 6(生活相談等) (4) 基準第 19 条【規則第 14 条】第 4 項は、軽費老人ホームは、入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならないこととするものである。	○面会の場所や時間等が入所者やその家族の利便に配慮したものとなっていない ○外出の機会を確保していない ○レクリエーション行事を実施していない	C C C
(入浴)	ー共通ー ◎規則第 9 号第 14 条(生活相談等) 5 軽費老人ホームは、2 日に 1 回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。	○2 日に 1 日以上入浴の機会を提供していない	A
(介護保険サービス)	ー共通ー ◎規則第 9 号第 15 条(居宅サービス等の利用) 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。	○入所者が適切に居宅サービス等を受けられるよう必要な援助を行っていない	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(介護保険サービス)	◎H20 老発第 2 号第 5 の 7(居宅サービス等の利用) 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態又は要支援状態となった場合に、入所者が必要とする介護保険サービスを円滑に受けることができるよう、入所者に対し、近隣の居宅介護支援事業者や居宅サービス事業所に関する情報提供を行うなど、必要な措置を行わなければならないことを規定したものである。		
(健康の保持)	－軽費老人ホーム－ ◎規則第 9 号 16 条(健康の保持) 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。 2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。	(軽費)○定期的に健康診断を受ける機会を提供していない	B
	－軽費老人ホームA型－ ◎規則第 9 号附則第 19 項(軽費老人ホームA型における健康管理) 軽費老人ホームA型は、入所者について、その入所時及び毎年定期に 2 回以上健康診断を行わなければならない。	(A型)○入所時及び毎年定期的 に2回以上健康診断を行っていない	B
	◎H20 老発第 2 号第 5 の 8(健康の保持) (1) 軽費老人ホームは、入所者の健康管理に努めること。 (2) 職員については、労働安全衛生規則又は地方公共団体の実施する方法に従って健康診断を行うこと。 (3) 定期的に調理に従事する職員の検便を行うこと。	○健康診断の記録を保存していない ※職員の健康の保持については 施設運営にて評価	B
	－共通－ ◎規則第 9 号第 21 条(協力医療機関等) 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 (2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、	○協力医療機関を定めていない ○1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出していない	A B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(健康の保持)	協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。 7 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 ◎H20 老発第2号第5の14(協力医療機関等) 基準省令第27条は、軽費老人ホームの入所者の病状の急変時等に対応するための協力医療機関をあらかじめ定めておくこと、新興感染症の診療等を行う医療機関と新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めること、歯科医療の確保の観点からあらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めること等を規定したものであること。 軽費老人ホームは、入所者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、軽費老人ホームから近距離にあることが望ましい。 (1) 協力医療機関との連携(第2項) 軽費老人ホームの入所者の病状の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めなければならない。 連携する医療機関は、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、地域包括ケア病棟(200床未満)を持つ医療機関等の在宅医療を支援する地域の医療機関(以下、在宅療養支援病院等)と連携を行うことが想定される。なお、令和6年度診療報酬改定において新設される地域包括医療病棟を持つ医療機関は、前述の在宅療養支援病院等を除き、連携の対象として想定される医療機関には含まれないため留意すること。 (2) 協力医療機関との連携に係る届け出(第3項) 協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における	○感染症法に規定する第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を取り決めていない ○入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるようしていない ○協力歯科医療機関を定めていない ○協力医療機関及び協力歯科医療機関が施設から近距離にならない ○結核に係る定期の健康診断を行っていない	B B C C B

(健康の保持)	対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を都道府県に届け出ることを義務づけたものである。届出については、別紙様式1によるものとする。協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに都道府県知事に届け出ること。 (3) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携(第4項) 軽費老人ホームの入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしたものである。 取り決めの内容としては、流行初期期間経過後(新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後)において、軽費老人ホームの入所者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の可否の判断、入院調整等を行うことが想定される。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。 (4) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合(第5項) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、第3項で定められた入所者の急変時等における対応の確認と合わせ、当該協力機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行うことを義務付けるものである。協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、協力医療機関のように日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めを行うことが望ましい。 (5) 医療機関に入院した入所者の退院後の受け入れ(第6項) 「速やかに入所させることができるよう努めなければならない」とは、必ずしも退院後に再入所を希望する入所者のために常に居室を確保しておくということではなく、できる限り円滑に再入所できるよう努めなければならないということである。 ◎感染症法第53条の2第1項(定期の健康診断) 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二条第三号に規定する事業者(以下この章及び第十二章において「事業者」という。)、学校(専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。)の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの(以下この章及び第十二章において「施設」という。)の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。 ◎感染症法施行令 第11条 法第53条の2第1項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次に掲げるものとする。 2 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設 第12条 法第53条の2第1項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。 4 前条第2号に掲げる施設に入所している者 65歳に達する日の属する年度以降において毎年度		
---------	--	--	--

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(地域との連携)	－共通－ ◎規則第 9 号第 24 条(地域との連携等) 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ◎H20 老発第 2 号第 5 の 18(地域との連携等) (1) 基準第 32 条【規則第 24 条】第 1 項は、軽費老人ホームが地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。 (2) 同条第 2 項は、基準第 2 条【条例第 3 条】第 3 項の趣旨に基づき、介護サービス相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。	○域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていない	C
7 衛生管理	－共通－ ◎規則第 9 号第 20 条(衛生管理等) 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。	○清潔区域と不潔区域を明確に区分していない ○食堂や共同トイレなどで共用タオルを使用している ○年1回以上大掃除を行っていない	A B C

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(7 衛生管理)	(3) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 ◎H20 老発第2号第5の13(衛生管理等) (1) 基準第26条【規則第20条】第1項は、軽費老人ホームの必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。 ア 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行われなければならない。 なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行わなければならないこと。 イ 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。 ウ 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。 エ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 オ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。 カ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 (2) 同条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからオまでの取扱いとすること。 ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 感染対策委員会は、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員、施設外の感染管理等の専門家など)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。	○食中毒及び感染症の発生を防止するための措置について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めず、密接な連携を保っていない	A
		○インフルエンザ対策をとっていない	A
		○浴槽水について、レジオネラ症対策等衛生上必要な措置を講じていない	A
		○空調等により施設内の適温の確保に努めていない	C
		○幅広い職種により構成された感染対策委員会をおおむね3月に1回以上定期的に開催していない	B
		○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(7 衛生管理)	(※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 また、感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。 また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。	○施設職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延のための研修を新規採用時及び年2回以上実施していない	B
	イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 当該施設における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアに係る感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌物・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察事項)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。	○市の保健所や高齢者施設支援課へ報告すべき感染症又は食中毒が発生(疑い含む)したにもかかわらず報告していない	A
	ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 介護職員その他の職員に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施	※調理従事者の検便検査は施設運営にて評価 ○感染症予防及びまん延の防止のため、平時から感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について指針及び研修内容に基づき定期的(年2回以上)に訓練を実施していない	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(7 衛生管理)	設内での研修で差し支えない。 エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 オ 施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しないものである。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の職員に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。 <別途通知等> ①平成 17 年 11 月 8 日付老計発第 1108001 号ほか 「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」 ②平成 9 年 3 月 31 日付社援施第 65 号「社会福祉施設における衛生管理について」 ③平成 15 年 12 月 12 日付社援基第 1212001 号「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」 ④平成 8 年 7 月 19 日付社援施第 116 号「社会福祉施設等における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について」 ⑤平成 15 年 7 月 25 日付社援基発第 0725001 号「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」 ⑥平成 17 年 1 月 10 日付老発第 0110001 号「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の徹底について」 ⑦平成 11 年 10 月 15 日付社援施第 40 号「社会福祉施設等における結核感染の予防について」 ⑧平成 17 年 2 月 28 日付老発第 0222001 号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」		

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
8 苦情への対応	ー共通ー ◎条例第 65 号第 14 条(苦情への対応) 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 軽費老人ホームは、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。 5 軽費老人ホームは、運営適正化委員会が行う社会福祉法第 85 条第 1 項 の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	○苦情を処理するために講ずる措置の概要を入所者等にサービスの内容を説明する文書に記載していない	B
		○施設内に苦情受付箱等を設置していない	C
		○受け付けた苦情について次の事項を記録していない	B
	◎H20 老発第 2 号第 5 の 17(苦情処理) (1) 基準第 31 条【条例第 65 号第 14 条】第 1 項にいう「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示し、かつウェブサイトに掲載すること等である。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、第5の 15 の(1)に準ずるものとする。 (2) 同条第 2 項は、苦情に対し軽費老人ホームが組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(軽費老人ホームの提供するサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務づけたものである。 また、軽費老人ホームは、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 なお、基準第 9 条第 2 項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、<u>5年間</u>※保存しなければならない。 ※規則第 9 号第 7 条第 2 項により、記録の保存年限は 5 年とする。	・受付日 ・具体的内容 ・申出人の希望 ・第三者委員への報告の要否 ・話し合いへの第三者委員の助言、立ち会いの要否 ・解決・改善までの経過と結果 ○提供したサービスに関し、市等から指導又は助言を受けたにもかかわらず、当該指導又は助言に従って必要な改善が行われていない。また、改善内容を報告していない ○苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報ととらえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていない ※苦情受付の体制等は施設運営にて評価	A
			B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
9 事故発生 の 防 止 及 び 発 生 時 の 対 応等	ー共通ー ◎条例第 65 号第 15 条(事故発生の防止及び発生時の対応) 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告されるとともに、当該事実の分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 ◎H20 老発第 2 号第 5 の 19(事故発生の防止及び発生時の対応) (1) 事故発生の防止のための指針 軽費老人ホームが整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ア 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 イ 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておく介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 オ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針 カ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針	○次の項目を盛り込んだ事故発生防止のための指針を整備していない ・事故防止に関する基本的考え方 ・事故防止のための委員会 ・事故防止のための職員研修 ・事故報告の方法、改善のための方策 ・事故発生時の対応 ・入所者等に対する当該指針の閲覧 ・その他介護事故等の防止推進のために必要な基本方針 ○ヒヤリハットや事故発生の状況、背景等を記録するための報告様式を整備していない ○幅広い職種による「事故発生の防止のための検討委員会」を設置し、次の事項を検討していない ・事故報告事例の分析 ・事故防止策 ・防止策の効果の評価	B B B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(9 事故発生の防止及び発生時の対応等)	キ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針 (2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底 軽費老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものでないことに留意することが必要である。 具体的には、次のようなことを想定している。 ア 介護事故等について報告するための様式を整備すること。 イ 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、介護事故等について報告すること。 ウ (3)の事故発生の防止のための委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。 オ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。 カ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。	○事故発生の防止のための研修を新規採用時及び年2回以上実施していない	B
		○事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を行うに当たり、適切に実施するための担当者を置いていない	B
		○入所者の処遇により事故が発生した場合、速やかに市や入所者の家族等に連絡を行っていない	B
	(3) 事故発生の防止のための委員会 軽費老人ホームにおける「事故発生の防止のための検討委員会」(以下「事故防止検討委員会」という)は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、介護職員、生活相談員、施設外の安全対策の専門家など)により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。 事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。 また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。	○事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していない ○賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行っていない	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(9 事故発生の防止及び発生時の対応等)	(4) 事故発生の防止のための職員に対する研修 介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該軽費老人ホームにおける指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該軽費老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。 (5) 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者軽費老人ホームにおける事故発生を防止するための体制として、(1)から(4)までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者との職員が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。 (6) 損害賠償 軽費老人ホームは、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましい。		
(虐待の防止)	◎条例第 65 号第 15 条の2(虐待の防止) 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおける虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	○虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない ○結果について、職員に周知徹底を図っていない	B B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(虐待の防止)	◎H20 老発第 2 号第 5 の 20(虐待の防止) 基準第 33 条の2は虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、軽費老人ホームは虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 ・虐待の未然防止 軽費老人ホームは高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながら入所者のケアにあたる必要があり、第2条の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、職員にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、職員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の職員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・虐待等の早期発見 軽費老人ホームの職員は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、軽費老人ホームは当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(第1号) 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止検討委員会」という。)は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、施設長を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に職員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 なお、虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営するこ	○当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備していない ○職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上)に実施していない ○(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を置いていない	B B B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(虐待の防止)	ととして差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他の社会福祉施設・事業所との連携等により行うことも差し支えない。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果(施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、職員に周知徹底を図る必要がある。 ア 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること オ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ② 虐待の防止のための指針(第2号) 軽費老人ホームが整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ア 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・		

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(虐待の防止)	啓発するものであるとともに、当該軽費老人ホームにおける指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該軽費老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(第4号) 軽費老人ホームにおける虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		
10 施設設備	ー共通ー ◎条例第65号第4条(構造設備等の一般原則) 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。 2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。 ◎H20 老発第2号第1の2(構造設備等の一般原則) (1) 基準第3条【条例第4条】第1項は、軽費老人ホームの構造設備の一般原則について定めたものであり、軽費老人ホームの配置、構造設備が本基準及び建築基準法等の関係諸規定に従うとともに日照、採光、換気等について十分考慮されたものとし、もって入所者の保健衛生及び防災の万全を期すべきことを趣旨とするものである。 (2) 同条第2項は、軽費老人ホームの立地について定めたものであり、入所者の外出の機会や地域との交流を図ることによる社会との結びつきの確保を求めたものである。(以下略)	※建築基準法等に関するものは除く ○日照、採光、換気等入所者の保健衛生について考慮されていない	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(10 施設設備)	◎規則第9号第3条(設備の専用) 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。 ◎H20 老発第2号第1の3(設備の専用) 基準第4条【規則第3条】は、軽費老人ホームに設け又は備えられる設備が必要に応じ直ちに使用できる状態になければならないので、原則として、これらを当該軽費老人ホームの専用とすべきこととしたものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該軽費老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切なサービスの提供が確保される場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備は、その一部についてただし書を適用して差し支えないこととしたものである。	○設備が軽費老人ホーム専用となっていない(入所者に提供するサービスに支障がない場合はこの限りでない)	B
	◎規則第9号第22条(掲示) 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。 2 軽費老人ホームは、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	○次のものを掲示していない。または重要事項を記載したファイル等を入所者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該軽費老人ホーム内に備え付けていない ・運営規程の概要 ・職員の勤務の体制 ・協力医療機関 ・利用料	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(10 施設設備)	◎H20 老発第 2 号第 5 の 15(掲示) 2 軽費老人ホームは、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 (1) 基準第 28 条第 1 項は、軽費老人ホームは、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料等の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を軽費老人ホームの見やすい場所に掲示することを規定したものである。また、同条第 3 項は、軽費老人ホームは、原則として、重要事項を当該軽費老人ホームのウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等のことをいう。なお、軽費老人ホームは、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要がある。 ① 施設の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき入所申込者、入所者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ② 職員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、職員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ③ 自ら管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、ウェブサイトへの掲載は行わないことができること。なお、その場合も基準第 28 条第 1 項の規定による掲示は行う必要があるが、これを同条第 2 項や基準第 40 条第 1 項の規定による措置に代えることができること。 (2) 同条第 2 項は、重要事項を記載したファイル等を入所申込者、入所者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該軽費老人ホーム内に備え付けることで同条第 1 項の掲示に代えることができることを規定したものである 3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。		

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(10 施設設備)	－軽費老人ホーム－ ◎条例第 65 号第 6 条(設備) 軽費老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 ◎規則第 9 号第 8 条(設備) 条例第6条第2項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 ◎条例第 65 号第 6 条(設備) 3 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。 4 前項各号に掲げる設備その他軽費老人ホームの設備に関し必要な基準は、規則で定める。	○左記に掲げる設備を備えていない または基準に適合していない(ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待できる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる)	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方		評 価 事 項	評価区分
(10 施設設備)	◎条例第 65 号第 6 条第 3 項	◎規則第 9 号第 8 条第 2 項		
	(1) 居室	ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上市長が必要と認める場合は、2人とすることができる。 イ 地階に設けてはならないこと。 ウ 一の居室の床面積は、21.6 平方メートル(エの設備を除いた有効面積は、14.85 平方メートル)以上とすること。ただし、アただし書の場合にあつては、31.9 平方メートル以上とする。 エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。 オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。		
	(2) 談話室、娯楽室又は集会室			
	(3) 食堂			
	(4) 浴室	入所者が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。		
	(5) 洗面所			
	(6) 便所			
	(7) 調理室	火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。		
	(8) 面談室			
	(9) 洗濯室又は洗濯場			
	(10) 汚物処理室			
	(11) 宿直室			
	(12) 事務室その他運営上必要な設備			

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(10 施設設備)	◎規則第9号第8条(設備) 3 前項第1号の規定にかかわらず、10 程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。)により構成される区画における設備の基準は、次に定めるところによる。 (1) 居室 ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上市長が必要と認める場合は、2人とすることができる。 イ 地階に設けてはならないこと。 ウ 一の居室の床面積は、15.63 平方メートル(エの設備を除いた有効面積は、13.2 平方メートル)以上とすること。ただし、アただし書の場合にあつては、23.45 平方メートル以上とする。 エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあつては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。 オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。 (2) 共同生活室 ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 イ 必要な設備及び備品を備えること。 4 前3項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。 (1) 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。 (2) 居室が2階以上の階にある場合にあつては、エレベーターを設けること。 (3) 入所者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。 ◎H20 老発第2号第2の1(設備の基準) (1) 軽費老人ホームの建物のうち、居室、談話室、食堂等入所者が日常継続的に使用する設備を有するものについては、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならないこと。 なお、入所者が日常的に使用することのない設備のみ有する建物であつて、居室、談話室等のある主たる建物から防災上支障がないよう相当の距離を隔てて設けられているものについては、必ずしも耐火建築物又は準耐火建築物としなくてもよいこと。		

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(10 施設設備)	(2) 「火災に係る入所者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断されたい。 ア 基準第10条第2項【規則第8条第1項】各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。 イ 入所者の身体的、精神的特性にかんがみ日常生活における又は火災時の火災に係る安全性が確保されていること。 ウ 施設長及び防火管理者は、当該軽費老人ホームの建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。 エ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該軽費老人ホームの建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。 (3) 軽費老人ホームの設備は、当該軽費老人ホームの運営上及び入所者へのサービスの提供上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより軽費老人ホームの効果的な運営が図られ、かつ、入所者へのサービスの提供に支障がない場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができることとしたこと。なお、軽費老人ホームが利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならない。 (4) 談話室、食堂、浴室等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮すること。 (5) 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。 (6) 「面談室」は、旧通知における「相談室」の名称を変更したものであること。 －軽費老人ホームA型－ ◎条例第65号附則第7項(軽費老人ホームA型の規模) 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。 ◎条例第65号附則第8項(軽費老人ホームA型の設備) 軽費老人ホームA型の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。	○左記に掲げる設備を備えていない、または基準に適合していない(ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待できる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる)	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(10 施設設備)	◎条例第 65 号附則第 9 項(軽費老人ホームA型の設備に関する特例) 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 ◎規則第 9 号附則第 3 項(軽費老人ホームA型の設備) 条例附則第9項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 ◎条例第 65 号附則第 10 項(軽費老人ホームA型の設備) 軽費老人ホームA型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。 ◎条例第 65 号附則第 11 項(軽費老人ホームA型の設備) 前項各号に掲げる設備その他軽費老人ホームA型の設備に関し必要な基準は、規則で定める。		

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方		評 価 事 項	評価区分
(10 施設設備)	◎条例 65 号附則第 10 項	◎規則第 9 号附則第 4 項		
	(1) 居室	ア 一の居室の定員は、原則として1人とすること。 イ 地階に設けてはならないこと。 ウ 収納設備を除く入所者1人当たりの床面積は、6.6 平方メートル以上とすること。		
	(2) 談話室、娯楽室又は集会室			
	(3) 静養室			
	(4) 食堂			
	(5) 浴室	入所者が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。		
	(6) 洗面所			
	(7) 便所			
	(8) 医務室	医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所とすること。		
	(9) 調理室	火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。		
	(10) 職員室			
	(11) 面談室			
	(12) 洗濯室又は洗濯場			
	(13) 宿直室			
	(14) 事務室その他運営上必要な設備			
◎規則第 9 号附則第 5 項(軽費老人ホームA型の設備の基準) 軽費老人ホームA型は、入所者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けなければならない。				

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
11 運営規程	◎H20 老発第2号第7の2(設備の基準) (1)第2の1の(1)から(3)は、軽費老人ホームA型について準用する。(以下略) (2)「談話室、娯楽室又は集会室」は、それぞれ旧通知における「応接室(又は相談室)」、「集会室(又は娯楽室)」の名称を変更したものであること。 (3)医務室は、入院施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を得ること。 (4)「調理室」は、旧通知における「炊事室」の名称を変更したものであること。 (5)職員室は、事務室等(入所者が日常継続的に使用する設備を除く)に、適切なスペースを確保することができれば足りるものとする。 (6)「面談室」は、旧通知における「相談室」の名称を変更したものであり、談話室等に適切なスペースを確保することができれば足りるものとする。 ー共通ー ◎規則第9号第6条(運営規程) 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 職員の職種、数及び職務の内容 (3) 入所定員 (4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他施設の運営に関する重要事項 ◎H20 老発第2号第1の6(運営規程) 基準第7条【規則第6条】は、軽費老人ホームの事業の適正な運営及び入所者に対する適切なサービスの提供を確保するため、同条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。	○運営規程に次の事項が定められていない ・施設の目的及び運営の方針 ・職員の職種、数及び職務の内容 ・入所定員 ・入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 ・施設の利用に当たっての留意事項 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他施設の運営に関する重要事項(身体的拘束等を行う際の手続等)	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(11 運営規程)	(1) 職員の職種、数及び職務の内容 職員の「数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第 11 条において置くべきとされている数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。 (2) 入所者に提供するサービスの内容及び費用の額 ア 入所者に提供するサービスの内容は、日常生活を送る上で一日当たりの日課やレクリエーション及び年間行事等を含めた提供するサービスの内容を指すものであること。 イ 費用の額については、生活費や居住に要する費用のほか、日常生活等を送る上で入所者から徴収する費用の額を規定するものであること。 (3) 施設の利用に当たっての留意事項 入所者が軽費老人ホームを利用する際に、入所者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。 (4) 非常災害対策 非常災害対策に関する規程とは、基準第 8 条【条例第 5 条】第 1 項に定める非常災害に関する具体的な計画を指すものであること。 (5) 虐待の防止のための措置に関する事項 第5の 19 の虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 (6) その他施設の運営に関する重要事項 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。		
12 非常災害対策	ー共通ー ◎条例第 65 号第 5 条(非常災害対策) 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。 2 軽費老人ホームは、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立	※非常災害対策については、施設運営にて評価 ○想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ具体的計画を立てていない	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(12 非常災害対策)	てなければならない。 3 軽費老人ホームは、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 ◎H20 老発第2号第1の7(非常災害対策) (1) 基準第8条【条例第65号第5条】は、軽費老人ホームは、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。 (2) 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法第17条の規定に基づく消防用設備等及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備をいうこと。 (3) 「非常災害に対する具体的計画」【想定される非常災害の種類及び規模に応じた、それぞれの具体的計画】とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画も含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいうこと。なお、この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている軽費老人ホームにあっては、その者に行わせること。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている軽費老人ホームにおいても防火管理者の責任者を定め、その者に消防計画の策定等の業務を行わせること。なお、軽費老人ホームにおける火災の防止等については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」等により別途通知しているので留意すること。 (4) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 (5) 基準第8条第3項は、軽費老人ホームが前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。 ※防災対策の強化について ハザードマップ等の防災上有益な地理情報を活用し、施設周辺の地理的制約条件(浸水、液状化、断層等)を把握することは、風水害、地震等の災害対策に必要である。	○訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていない	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
13 定員の遵守	－共通－ ◎規則第9号第19条(定員の遵守) 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	○入所定員あるいは居室の定員を遵守していない	A
14 広告	－共通－ ◎規則第9号第23条(広告) 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	○広告の内容が虚偽又は誇大である	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
15 職員配置 (配置基準)	一 軽費老人ホーム ◎条例第 65 号第 7 条(職員配置の基準) 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が 40 人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあつては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。 (1) 軽費老人ホームの長(以下「施設長」という。) (2) 生活相談員 (3) 介護職員 (4) 栄養士又は管理栄養士 (5) 事務員 (6) 調理員その他の職員 2 前項各号に掲げる職員に関し必要な基準は、規則で定める。 ◎規則第 9 号第 9 条(職員配置の基準) 条例第7条第1項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 (1) 施設長 1 (2) 生活相談員 入所者の数が 120 又はその端数を増すごとに1以上 (3) 介護職員 ア 一般入所者(入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護(福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成 24 年福岡市条例第 66 号)第 114 条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、指定介護予防特定施設入居者生活介護(福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成 24 年福岡市条例第 70 号)第 106 条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護(福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成 24 年福岡市条例第 67 号)第 62 条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))の提供を受けていない者をいう。以下同じ。)の数が 30 以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法(当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき	※職員の配置基準については施設運営にて評価	

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(配置基準)	時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この項において同じ。)で、1以上 イ 一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上 ウ 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2に実情に応じた適当数を加えて得た数 (4) 栄養士又は管理栄養士 1以上 (5) 事務員 1以上 (6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数 2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。 3 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 4 第1項第2号の生活相談員を置く場合にあっては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 5 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。 6 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 7 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。 8 第5項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。 9 第1項第4号の栄養士又は管理栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。 10 第1項第5号の事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。 11 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この項において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。)の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供する		

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(配置基準)	サービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者 (2) 診療所 その他の従業者 12 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。 ◎H20 老発第2号第3の1(職員数) (1) 職員については、適切な軽費老人ホームの運営が確保されるよう、第11条【条例第65号第7条及び規則第9号第9条】に定めるところにより、それぞれ必要な職員数を確保すること。 (2) 同条【条例第65号第7条】第1項に定める「他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士と連携を図ることにより当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者へのサービスの提供に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士又は管理栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合である。 (3) 用語の定義 ア「常勤換算方法」 当該軽費老人ホームの職員の勤務延時間数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする)で除することにより、当該軽費老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいうものである。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従事者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。		

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(配置基準)	イ「勤務延時間数」 勤務表上、当該軽費老人ホームの職務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、職員 1 人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とする。 ウ「常勤」 当該軽費老人ホームにおける勤務時間が、当該軽費老人ホームにおいて定められている常勤の職員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 当該施設に併設される他の事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。)の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、軽費老人ホームに特別養護老人ホームが併設されている場合、軽費老人ホームの施設長と特別養護老人ホームの施設長を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。 エ「前年度の平均値」 (ア)基準第11条【規則第9号第9条】第2項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ)の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。		

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(配置基準)	(イ)新設(事業の再開の場合含む。以下同じ)又は定員増に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む)の入所者数は、新設又は定員増の時点から6月未満の間は、便宜上、定員数の90%を入所者数とし、新設又は定員増の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における入所者延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は定員増の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における入所者延数を1年間の日数で除して得た数とする。 (ウ)定員減の場合には、定員減少後の実績が3月以上あるときは、定員減少後の入所者延数を延日数で除して得た数とする。 (4)同条【条例第65号第7条及び規則第9号第9条】第1項第3号ハの介護職員は、常勤換算方法で2に加えて、「実情に応じた適当数」として、常勤換算方法で、1以上の介護職員をおくことが必要である。 (5)同条4項の施設長は常勤であり、かつ、原則として専ら当該軽費老人ホームの管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 ・当該軽費老人ホームの従業者としての職務に従事する場合 ・同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の施設長又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の施設長又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該軽費老人ホームの入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の施設長又は従事者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において施設長自身が速やかに当該軽費老人ホームに駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）） (6)同条第8項の取扱いにあたっては、あらかじめ、介護職員のうち1名を置かないこととすることに伴う職員配置状況やサービス内容等について十分に説明を行い、全ての入所者から同意を得ることが必要である。 なお、同意については、入所者及び軽費老人ホーム双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。 また、介護職員のうち1名を置かないこととした後に入所する者については、入所契約に当たり、あらかじめ、当該サービスの内容、職員配置状況について十分に説明を行い、同意を得ることが必要である。		

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(配置基準)	(7) (略) (8) 同条【規則第 9 号第 9 条】第 13 項の取扱いにあたっては、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」及び「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」に準じて適切に行うこと。 (9) 基準第 11 条【条例第 65 号第 7 条及び規則第 9 号第 9 条】の規程によりおくべき職員数は、別表 1 に掲げるとおりとなるので、参考とされたい。 －軽費老人ホームA型－ ◎条例第 65 号附則第 13 項(軽費老人ホームA型の職員配置の基準) 軽費老人ホームA型は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士若しくは管理栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあつては第5号の栄養士若しくは管理栄養士、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては第8号の調理員を置かないことができる。 (1) 施設長 (2) 生活相談員 (3) 介護職員 (4) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。) (5) 栄養士又は管理栄養士 (6) 事務員 (7) 医師 (8) 調理員その他の職員 ◎条例第 65 号附則第 14 項(軽費老人ホームA型の職員配置の基準) 前項各号に掲げる職員に関し必要な基準は、規則で定める。 ◎規則第 9 号附則第 6 項(軽費老人ホームA型の職員配置の基準) 6 条例附則第 12 項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 (1) 施設長 1 (2) 生活相談員		

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(配置基準)	ア 生活相談員の数、次のとおりとすること。 (ア) 入所者の数が 170 以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法(当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この項及び次項において同じ。)で、1 以上 (イ) 入所者の数が 170 を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2 以上 イ 生活相談員のうち主任生活相談員を1。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であつて入所者の数が 50 以下のものにあつては、この限りでない。 (3) 介護職員 ア 介護職員の数、次のとおりとすること。 (ア) 入所者の数が 80 以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4 以上 (イ) 入所者の数が 80 を超えて 200 以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4 に入所者の数が 80 を超えて 20 又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (ウ) 入所者の数が 200 を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、10 に実情に応じた適当数を加えて得た数 イ 介護職員のうち主任介護職員を1 (4) 看護職員 ア 入所者の数が 130 以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1 以上 イ 入所者の数が 130 を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2 以上 (5) 栄養士又は管理栄養士 1 以上 (6) 事務員 2 以上 (7) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 (8) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数 ◎規則第 9 号附則第 7 項(軽費老人ホームA型の職員配置の基準) 前項第2号から第4号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。		

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(配置基準)	(1) 生活相談員 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあつては、1以上 (2) 介護職員 ア 介護職員の数、次のとおりとすること。 (ア) 一般入所者の数が20以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1以上 (イ) 一般入所者の数が20を超えて30以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2以上 (ウ) 一般入所者の数が30を超えて40以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、3以上 (エ) 一般入所者の数が40を超えて80以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4以上 (オ) 一般入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4に一般入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (カ) 一般入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数 イ 一般入所者の数が40を超える軽費老人ホームA型にあつては、介護職員のうち主任介護職員を1 (3) 看護職員 ア 一般入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあつては、1以上 イ 一般入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあつては、2以上 8 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。 9 附則第6項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 10 附則第6項第2号及び附則第7項第1号の生活相談員（主任生活相談員が配置されているときは、当該主任生活相談員）のうち1人以上は、常勤でなければならない。 11 附則第6項第3号イ及び附則第7項第2号イの主任介護職員は、常勤でなければならない。 12 附則第6項第4号及び附則第7項第3号イの看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 13 附則第6項第5号の栄養士又は管理栄養士は、常勤でなければならない。 14 附則第6項第6号の事務員のうち1人（入所定員が110人を超える軽費老人ホームA型にあつては、2人）は、常勤でなければならない。 15 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。		

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(配置基準)	◎H20 老発第 2 号第 7 の 3(職員配置の基準) (1)職員については、適切な軽費老人ホームA型の運営が確保されるよう、附則第 6 条【条例第 65 号附則第 12 項、第 13 項、規則第 9 号第 6 項、第 7 項】に定めるところにより、それぞれ必要な職員数を確保すること。 (2)第 3 の 1 の(3)、(5)及び(8)は、軽費老人ホームA型に準用する。この場合において、「軽費老人ホーム」とあるのは「軽費老人ホームA型」と、「同条4項」とあるのは「附則第 14 条第2項」と、「同条第 13 項」とあるのは「附則第 6 条第 11 項」読み替えるものとする。 (3)附則第 6 条【条例第 65 号附則第 12 項、第 13 項、規則第 9 号第 6 項、第 7 項】の規程によりおくべき職員数は、別表 2 に掲げるとおりとなるので、参考とされたい。		
(職員の専従)	ー共通ー ◎規則第 9 号第 5 条(職員の専従) 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。 ◎H20 老発第 2 号第 1 の 5(職員の専従) 基準第 6 条【規則第 9 号第 5 条】は、入所者へのサービスの提供に万全を期すため、軽費老人ホームの職員は当該施設の職務に専念すべきこととしたものであり、<u>職員の他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではなく、また、当該軽費老人ホームを運営する法人内の他の職務であっても、同時並行的に行われるものではない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で、兼務することは差し支えないこと。</u>したがって、軽費老人ホームは、職員の採用及び事務分掌を決定するに当たっては、この点に留意すること。 なお、ただし書の規定は、直接入所者へのサービスの提供に当たる生活相談員及び介護職員については、適用すべきでなく、また、その他の職員についても同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設等に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者へのサービスの提供に支障をきたさない場合に限り適用すること。	※職員の専従については施設運営にて評価	
(施設長)	ー共通ー ◎規則第 9 号第 4 条(職員の資格要件) 施設長は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に 2 年以	※施設長の資格要件については施設運営にて評価	

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(施設長)	上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 ◎H20 老発第 2 号第 1 の 4(職員の資格要件) 基準第 5 条【規則第 65 号第 4 条】第 1 項及び第 2 項は、施設長及び生活相談員について、その有すべき資格を定めたものであるが、このうち「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であつて、その者の実績等から一般的に、施設長にあつては軽費老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者、生活相談員にあつては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいうこと。 なお、介護職員、調理員等については、資格の定めはないが、これら職員についてもそれぞれの職務を遂行する熱意と能力を有する者を持って充てること。 ◎条例第 65 号第 12 条(施設長の責務) 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。 2 軽費老人ホームの施設長は、職員にこの条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 ◎条例第 65 号第 16(暴力団員等の排除) 施設長は、福岡市暴力団排除条例(平成 22 年福岡市条例第 30 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第 1 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつてはならない。 ◎H20 老発第 2 号第 5 の 9(施設長の責務) 基準第 22 条は、軽費老人ホームの施設長の責務を、入所者本位のサービス提供を行うため、入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。	○施設長が職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていない ○施設長が暴力団員や暴力団と密接な関係を有する者でない	B B
(生活相談員)	ー共通ー ◎規則第 9 号第 4 条(職員の資格要件) 2 第 17 条第 1 項の生活相談員は、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	※生活相談員の資格要件については施設運営にて評価	

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
	◎H20 老発第 2 号第 1 の 4(職員の資格要件) 基準第 5 条【規則第 9 号第 4 条】第 1 項及び第 2 項は、施設長及び生活相談員について、その有すべき資格を定めたものであるが、このうち「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であつて、その者の実績等から一般的に、施設長にあつては軽費老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者、生活相談員にあつては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいうこと。 なお、介護職員、調理員等については、資格の定めはないが、これら職員についてもそれぞれの職務を遂行する熱意と能力を有する者を持って充てること。 ◎規則第 9 号第 17 条(生活相談員の責務) 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。 (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画(介護保険法第 8 条第 23 項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)又は介護予防サービス計画(同法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業(同法第 8 条第 23 項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。)又は介護予防支援事業(同法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。)を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。 (2) 条例第 14 条第 2 項に規定する苦情の内容等を記録すること。 (3) 条例第 15 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあつては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。 ◎H20 老発第 2 号第 5 の 10(生活相談員の責務) (1) 基準第 23 条【規則第 9 号第 17 条】は、軽費老人ホームの生活相談員の責務を定めたものである。 生活相談員は、入所者に提供するサービスに関する計画に則った支援が行われるよう、必要に応じ、当該軽費老人ホームの職員の業務について調整を行うとともに、施設外の保健福祉サービスを行う者や市町村等、必要な機関との調整を行うことを基本とし、その上で、第 1 号から第 3 号までに掲げる業務を行うものである。 (2) 同条第 2 項の「生活相談員が置かれていない軽費老人ホーム」とは、基準第 11 条第 6 項【規則第 9 号第 9 条第 5 項】の規	○生活相談員が以下の業務を行っていない ・入所者からの相談に対する適切な助言及び必要な支援 ・居宅介護支援事業者との連携 ・保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携・受け付けた苦情の内容の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置の記録	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
	程を適用した場合を指すものである。 ー軽費老人ホームA型ー ◎規則第9号附則第20項(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務) 軽費老人ホームA型の生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。 (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と連携を図ること。 (2) 条例附則第14項において準用する条例第14条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。 (3) 条例附則第14項において準用する条例第15条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 ◎規則第9号附則第21項(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務) 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。 ◎規則第9号附則第22項(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務) 前2項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては介護職員が、前2項の業務を行わなければならない。	○生活相談員が以下の業務を行っていない ・入所者からの相談に対する適切な助言及び必要な支援 ・居宅介護支援事業者との連携・保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携 ・受け付けた苦情の内容の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 ・入所に際しての調整	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(勤務体制の確保)	ー共通ー ◎規則第9号第18条(勤務体制の確保等) 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。 3 軽費老人ホームは、職員の具体的な研修計画を策定するとともに、職員に対し、研修機関又は当該軽費老人ホームが実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、高齢者虐待(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。)の防止等のため、職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 5 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	○職員の研修を、年間計画に基づき、計画的に実施していない。 ○具体的な研修計画を策定していない ○職員が外部研修に参加する機会を確保していない ○全ての職員に対し、認知症に係る基礎的な研修を受講させる必要な措置を講じていない ○職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない ※職員の勤務の体制については施設運営にて評価	B B B B B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(勤務体制の確保)	◎H20 老発第 2 号第 5 の 10(勤務体制の確保等) 基準第 24 条【規則第 9 号第 18 条】は、入所者に対する適切なサービスの提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。 (1) 同条第 1 項は、軽費老人ホームごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び介護職員の配置、施設長との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。 (2) 同条第 2 項は、職員の勤務体制を定めるにあたっては、第 17 条第 1 項のサービスの提供の方針を踏まえ、可能な限り継続性を重視し、個別ケアの視点に立ったサービスの提供を行わなければならないこととしたものである。 (3) 同条第 3 項前段は、当該軽費老人ホームの職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。 また、同項後段は、軽費老人ホームに、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、入所者に対する処遇に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体のケアを行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者として、具体的には、同条第 3 項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 (4) 同条第 4 項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和 41 年法律第 132 号)第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。 なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、入所者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 ① 事業者が講ずべき措置の具体的内容 事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべ		

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(勤務体制の確保)	き措置等についての指針(平成 18 年厚生労働省告示第 615 号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 ア 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発すること。 イ 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 24 号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の2第1項の規定により、中小企業(資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 ② 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されている。福祉・介護現場では特に、入所者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、①の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。		

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(業務継続計画等)	◎規則第9号第18条の2(業務継続計画の策定等) 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	○業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じていない	B
	2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	○計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していない	B
	3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。		
	◎H20 老発第2号第5の12(業務継続計画の策定等) (1) 基準第24条の2は、軽費老人ホームは、感染症や災害が発生した場合にあっても、入所者が継続してケアを受けられるよう、軽費老人ホームの事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、軽費老人ホームに対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第24条の2に基づき施設に実施が求められるものであるが、他の社会福祉施設・事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、職員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての職員が参加できるようにすることが望ましい。 (2) 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。 ① 感染症に係る業務継続計画 ア 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) イ 初動対応 ウ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) ② 災害に係る業務継続計画	○定期的に計画を見直し、必要に応じて計画の変更を行っていない	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(業務継続計画等)	ア 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) イ 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) ウ 他施設及び地域との連携 (3) 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年2回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 (4) 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年2回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		
(秘密保持)	－共通－ ◎条例第 65 号 第 13 条(秘密保持等) 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ◎H20 老発第 2 号 第 5 の 16(秘密保持等) (1) 基準第 29 条【条例第 65 号 第 13 条】第 1 項は、軽費老人ホームの職員に、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。 (2) 同条第 2 項は、軽費老人ホームに対して、過去に当該軽費老人ホームの職員であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの職員が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用時等に取り決め、	○職員又は職員であった者が正当な理由がなく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしている	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(秘密保持)	例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。		
(暴力団員等の排除)	ー共通ー ◎条例第 65 号第 16 条(暴力団員等の排除) 2 軽費老人ホームは、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。		
16 電 磁 的 記録等	ー共通ー ◎規則第 9 号第 25 条(電磁的記録等) 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。 ◎H20 老発第 2 号第 9(雑則) 1 電磁的記録について 基準省令第 40 条第 1 項は、軽費老人ホーム及び入所者の処遇に携わる者(以下「施設等」という。)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、施設等は、この省令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 (1) 電磁的記録による作成は、施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。	○施設の運営において、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けている	B

指導監査評価基準

項 目	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分
(16 電磁的記録等)	① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、基準省令第40条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	○電磁的記録による作成について、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法で行っていない	B
	2 電磁的方法について 基準省令第40条第2項は、入所者及びその家族等(以下「入所者等」という。)の利便性向上並びに施設等の業務負担軽減等の観点から、施設等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に入所者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。	○電磁的記録による保存を適切な方法で行っていない	B
	(1) 電磁的方法による交付は、基準第12条第3項から第7項までの規定に準じた方法によること。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより入所者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。	○書面で行うことが規定されている又は想定される交付等について、電磁的方法により行う場合、事前に入所者及びその家族の承諾を得ていない	B
	(3) 電磁的方法による締結は、入所者等・施設等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。 (4) その他、基準省令第40条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (5) また、電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	○事前承諾を得た場合であっても、入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による交付等行わない旨の申出があったにもかかわらず、電磁的方法により交付等を行っていない	B